

平成29年度社会福祉法人・施設等指導監査実施方針

三重県における社会福祉法人・施設等の指導監査については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知）」及び「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知）」に則り、三重県社会福祉法人等指導監査実施要綱第2条に基づき、次の事項に留意し実施することとする。

1 社会福祉法人の指導監査について

- (1) 社会福祉法人の指導監査は、法人運営における関係法令の遵守状況や会計監査人による監査等の実施、公認会計士等の会計専門家による支援の状況、施設・事業経営における積極的な法人の取組み等を評価することにより、実地監査を4～5箇年に1回にするなどの取り扱いをする一方、法人運営に問題が発生した場合、または利用者等の関係者からの通報や苦情等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、随時指導監査を実施する。

このことにより、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に指導の重点化を図り、より効率的かつ効果的な監査を実施するものとする。

- (2) 関係市との情報の共有や日程調整など連携を密にして、効率的、効果的な指導監査を実施する。

2 施設等の指導監査について

- (1) 施設等の指導監査は、適正な運営を確保する見地から、利用者の処遇面、職員の勤務条件、経営面、施設設備等事業運営全般にわたって行うことを目的とするものであり、単なる経理の指導監査や形式的な指示指摘にとどまる指導監査であってはならない。

特に、経理及び利用者の処遇等に関する指導に当たっては、個々の事業者の経営努力、特殊事情をも勘案し、機械的、画一的指導に陥ることなく円滑な運営の確保を図ることに配慮する。

- (2) 施設の指導監査は、介護保険事業及び障害福祉サービス事業の実地指導と連携して実施する。

3 改善が講じられない社会福祉法人に対する指導

社会福祉法人等の指導監査等において見受けられた不適切事項については、継続的な指導を行う中で法人の自主的な改善を求めるが、必要がある場合は改善状況について確認のため再調査を実施する。

また、是正改善が図られない場合は、事業担当各課との調整会議を活用し組織的対応を行うとともに、随時指導監査を実施するなどにより指摘事項の改善ができない理由及びその原因を究明し、改善に向けた指導を行う。

なお、度重なる指導にもかかわらず改善されない場合は、特別監査を実施するとともに、「社会福祉法人等に対する適正化措置事務処理要領」に基づき厳正に対処し、社会福祉法第 56 条の勧告や公表、業務停止命令等を適用することとする。

指 導 監 査 の 重 点 項 目

1 法人運営関係

- (1) 法人の評議員会は、平成 28 年の社会福祉法の改正により、法人の議決機関として必置とされたことから、招集や運営等が関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 同改正により、社会福祉充実計画の策定が必要とされた場合、計画が着実に実施されているか。
- (3) 法人の理事会は、その運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、要議決事項について実質的な審議が行われているか。
- (4) 法人の公共性及び公益性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の評議員及び役員を選任に際し、欠格事由に該当する者が選任されていないか、また、親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任していないか。
- (5) 地域の福祉需要や環境、防犯、防災を含む生活課題の把握に努め、法人の有する機能を活用した先駆的、開拓的な地域貢献など、多様な機関との連携、協働による地域で支え合う公益的な取組を積極的に推進しているか。

特に、地域の防災拠点として、市町から福祉避難所の指定を受けるとともに、市町や他の社会福祉法人等と災害応援協定を締結するなど、災害時における要援護者及び地域住民に対する支援体制の構築に努めているか。

- (6) 法人の監事は、監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選

- 任され、社会福祉法第 45 条の 18 に定める職務を行うに当たって、その独立性及び実効性が確保されているか。
- (7) 法人運営において、自己評価を行うとともに、第三者評価事業や外部監査を積極的に活用することなどによる、客観的な評価に基づいて、良質かつ適切な法人運営に努めているか。
 - (8) 社会福祉協議会にあっては、評議員会が法人の重要な事項について議決する機関としての機能を果たさず、形骸化したものとなっていないか。
 - (9) 法人運営に関する透明性を高めるため、法人の定款、業務内容及び財務等に関する情報をはじめ役員及び評議員の氏名、役職、役員報酬基準等の情報について、会報への掲載や事務所内での閲覧、インターネットを活用して公表しているか。

2 施設整備関係

- (1) 施設整備に係る資金計画が適切であり、また、その資金計画の履行が適切に行われているか。特に、寄附金にかかる資金計画については、その履行が確実に行われているか。
- (2) 施設建設工事に係る契約手続については、三重県が行う公共事業の扱いに準じて適切に行われているか。また、一括下請負契約をしていないか。
- (3) 建設請負業者等から、共同募金会の指定寄附ではない方法により多額の寄附を受けていないか。
- (4) 入札を行う場合に、監事や複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の 6 親等以内の血族、3 親等以内の姻族を除く。）を立ち合わせているか。
また、補助事業による施設整備にあたっては、地元の市町職員の立ち会いを求めているか。

3 施設等運営関係

- (1) 会計責任者と出納職員の兼務を避け、内部牽制組織が確立されているとともに、会計諸帳簿等を整備し、適正かつ明確な会計事務処理が行われているか。
また、必要に応じ適宜監事に諸帳簿等を検査させるなどの内部体制が整備されているか。
- (2) 運営費の管理については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実な方法によっているか。
- (3) 法人理事長等が社会福祉法人以外の事業を営んでいる場合、資金が

混同されていないか。

- (4) 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているか。
特に、契約手続きについては、合理的な理由がないままに競争入札を行わず、随意契約を結ぶなど、不適切な処理が行なわれていないか。
- (5) 利用者負担金等の現金の取扱いにあたっては、施設長または会計責任者が日々の現金と出納帳との照合を行うなど、現金管理体制が確立されているか。
- (6) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額なものとなっており、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題はないか。役員関係者への特別な利益を供与していないか。
- (7) 施設利用者からの預り金の適切な管理及び処理を徹底しているか。

4 施設利用者等の処遇

- (1) 施設利用者の処遇は、利用者のおかれている個別的、客観的事情を十分考慮し、その特性に応じた個々の処遇方針の下に、適切かつ効果的に行われているか。
また、施設利用者の人権等について、職員研修の充実を図るなど、身体拘束、虐待等の発生防止に努めているか。
緊急やむを得ず身体拘束行う場合は、3要件（切迫性、非代替性、一時性）を検討し、身体拘束を行った際の4項目（態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由）の記録を実施しているか。
- (2) 施設利用者の処遇は、利用者と施設職員との信頼関係を基調とするものであることから、相互の円滑な人間関係が確保されるよう努めているか。
- (3) 施設利用者の日常生活の指導等に当たっては、食事の内容、被服、保健衛生等への配慮はもとより、教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮がなされているか。特に、給食については栄養、カロリーが確保されているか。
- (4) 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用していないか。
また、施設利用者からの預り金の保管及び事務処理等が適正に行われているか。
- (5) 障害者支援施設等の施設利用者には作業指導、機能訓練等を行う施設にあつては、対象者の身体的機能及び能力、作業意欲等に応じた科目を選定し、効果ある指導、訓練が行われているか。

また、この場合、作業設備の機械化等に伴う事故の防止対策が十分なものとなっているか。

- (6) 児童福祉施設にあつては、入所児童の意思表示の機会の確保、懲戒権の濫用の禁止等の入所者処遇が適切に行われているか。
- (7) 苦情を受け付ける窓口や第三者委員の配置など苦情解決体制が整備されているか。また、福祉サービス利用者への周知を図り、苦情に対し適切な解決に努めているか。
- (8) 特別養護老人ホームにあつては、三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針を遵守しているか。
- (9) 事故防止のため、指針の整備、事故発生時の行政報告や家族への連絡、事故発生原因の分析を行い再発防止に努めているか。
- (10) 福祉サービス第三者評価制度の周知を積極的に行っているか。
- (11) 個人情報管理規程などを設け、適正に管理されているか。

5 安全対策

- (1) 火災等に対する災害事故防止については、施設利用者の特殊性に鑑み、その対策には特段の配慮が必要であるので、防災設備の点検はもとより、平素から所轄消防機関との連携を密にするとともに、火災の予防、避難訓練等が十分に行われ、非常災害の際の利用者の安全対策が確保されているか。
- (2) 地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関との十分な連携を図るとともに、地域の防災訓練等にも参加するなど災害発生時の対応が確保されているか。
- (3) 不審者の侵入などの緊急時における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を構築するとともに、平素から警察等関係機関、地域等との連携を密にし、施設利用者等の安全が確保されているか。

6 その他

- (1) 法人印及び代表者印の管理が厳正に行われているか。
- (2) 感染症及び食中毒の予防対策が適切に行われているか。
- (3) 褥瘡が発生しないよう適切な介護が行われているか。

社会福祉法人・施設等指導監査実施方針新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="260 365 778 448">平成<u>29</u>年度社会福祉法人・施設等指導監査実施方針</p> <p data-bbox="188 504 786 1227">三重県における社会福祉法人・施設等の指導監査については、「社会福祉法人指導監査<u>実施</u>要綱の制定について（平成<u>29</u>年<u>4</u>月<u>27</u>日雇児発 <u>0427</u>第 <u>7</u>号・社援発 <u>0427</u>第 <u>1</u>号・老発 <u>0427</u>第 <u>1</u>号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知）」及び「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知）」に則り、三重県社会福祉法人等指導監査実施要綱第2条に基づき、次の事項に留意し実施することとする。</p> <p data-bbox="193 1238 735 1272"><u>1</u> 社会福祉法人の指導監査について</p> <p data-bbox="193 1283 786 1917"><u>(1)</u> 社会福祉法人の指導監査は、法人運営における関係法令の遵守状況や<u>会計監査人による監査等の実施、公認会計士等の会計専門家による支援の状況</u>、施設・事業経営における積極的な法人の取組み等を評価することにより、<u>実地監査を4～5箇年に1回にする</u>などの取り扱いをする一方、法人運営に問題が発生した場合、または利用者等の関係者からの通報や苦情等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、<u>随時指導監査を実施する</u>。</p> <p data-bbox="323 1928 786 1962">このことにより、法人運営に大</p>	<p data-bbox="882 365 1401 448">平成<u>28</u>年度社会福祉法人・施設等指導監査実施方針</p> <p data-bbox="810 504 1409 1227">三重県における社会福祉法人・施設等の指導監査については、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成<u>13</u>年<u>7</u>月<u>23</u>日雇児発第 <u>487</u>号・社援発第 <u>1274</u>号・老発第 <u>273</u>号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知）」及び「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知）」に則り、三重県社会福祉法人等指導監査実施要綱第2条に基づき、次の事項に留意し実施することとする。</p> <p data-bbox="815 1238 1393 1272"><u>(1)</u> 社会福祉法人の指導監査について</p> <p data-bbox="815 1283 1409 1827"><u>①</u> 社会福祉法人の指導監査は、法人運営における関係法令の遵守状況や<u>外部監査の実施</u>、施設・事業経営における積極的な法人の取組み等を評価することにより、<u>実地監査を4年に1回にする</u>などの取り扱いをする一方、法人運営に問題が発生した場合、または利用者等の関係者からの通報や苦情等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、<u>随時指導監査を実施する</u>。</p> <p data-bbox="906 1839 1409 1962">このことにより、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれが</p>

<p>きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に指導の重点化を図り、より効率的かつ効果的な監査を実施するものとする。</p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>2 施設等の指導監査について</u></p> <p><u>(1) (2) 省略</u></p> <p>3 改善が講じられない社会福祉法人に対する指導</p> <p>社会福祉法人等の指導監査等において見受けられた不適切事項については、継続的な指導を行う中で法人の自主的な改善を求めるが、必要がある場合は改善状況について確認のため再調査を実施する。</p> <p>また、是正改善が図られない場合は、事業担当各課との調整会議を活用し組織的対応を行うとともに、随時指導監査を実施するなどにより指摘事項の改善ができない理由及びその原因を究明し、改善に向けた指導を行う。</p> <p>なお、度重なる指導にもかかわらず改善されない場合は、特別監査を実施するとともに、「社会福祉法人等に対する適正化措置事務処理要領」に基づき厳正に対処し、社会福祉法第 56 条の勧告や<u>公表</u>、業務停止命令等を適用することとする。</p> <p>指導監査の重点項目</p> <p><u>1 法人運営関係</u></p> <p><u>(1) 法人の評議員会は、平成 28 年の社会福祉法の改正により、法人の</u></p>	<p>ある法人に指導の重点化を図り、より効率的かつ効果的な監査を実施するものとする。</p> <p><u>② 省略</u></p> <p><u>(2) 施設等の指導監査について</u></p> <p><u>① ② 省略</u></p> <p>(3) 改善が講じられない社会福祉法人に対する指導</p> <p>社会福祉法人等の指導監査等において見受けられた不適切事項については、継続的な指導を行う中で法人の自主的な改善を求めるが、必要がある場合は改善状況について確認のため再調査を実施する。</p> <p>また、是正改善が図られない場合は、事業担当各課との調整会議を活用し組織的対応を行うとともに、随時指導監査を実施するなどにより指摘事項の改善ができない理由及びその原因を究明し、改善に向けた指導を行う。</p> <p>なお、度重なる指導にもかかわらず改善されない場合は、特別監査を実施するとともに、「社会福祉法人等に対する適正化措置事務処理要領」に基づき厳正に対処し、社会福祉法第 56 条の勧告や業務停止命令等を適用することとする。</p> <p>指導監査の重点項目</p> <p><u>(1) 法人運営関係</u></p>
--	---

議決機関として必置とされたことから、招集や運営等が関係法令等に基づき適正に行われているか。

(2) 同改正により、社会福祉充実計画の策定が必要とされる場合、計画が着実に実施されているか。

(3) 法人の理事会は、その運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、要議決事項について実質的な審議が行われているか。

(4) 法人の公共性及び公益性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の評議員及び役員を選任に際し、欠格事由に該当する者が選任されていないか、また、親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任していないか。

(5) 地域の福祉需要や環境、防犯、防災を含む生活課題の把握に努め、法人の有する機能を活用した先駆的、開拓的な地域貢献など、多様な機関との連携、協働による地域で支え合う公益的な取組を積極的に推進しているか。

特に、地域の防災拠点として、市町から福祉避難所の指定を受けるとともに、市町や他の社会福祉法人等と災害応援協定を締結するなど、災害時における要援護者及び地域住民に対する支援体制の構築に努めているか。

(6) 法人の監事は、監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、

① 法人の理事会は、その運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、要議決事項について実質的な審議が行われているか。

② 法人の公共性及び公益性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の役員を選任に際し、各役員について親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任していないか。

③ 地域の福祉需要や環境、防犯、防災を含む生活課題の把握に努め、法人の有する機能を活用した先駆的、開拓的な地域貢献など、多様な機関との連携、協働による地域で支え合う公益的な取組を積極的に推進しているか。

特に、地域の防災拠点として、市町から福祉避難所の指定を受けるとともに、市町や他の社会福祉法人等と災害応援協定を締結するなど、災害時における要援護者及び地域住民に対する支援体制の構築に努めているか。

④ 法人の監事は、監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係

<p>関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法第 <u>45条の18</u> に定める職務を行うに当たって、その独立性及び実効性が確保されているか。</p> <p><u>(7)</u> 法人運営において、自己評価を行うとともに、第三者評価事業や外部監査を積極的に活用することなどによる、客観的な評価に基づいて、良質かつ適切な法人運営に努めているか。</p> <p><u>(8)</u> 社会福祉協議会にあつては、評議員会が法人の重要な事項について議決する機関としての機能を果たさず、形骸化したものとなっていないか。</p> <p><u>(9)</u> 法人運営に関する透明性を高めるため、法人の <u>定款</u>、業務内容及び財務等に関する情報をはじめ役員及び評議員の氏名、役職、<u>役員報酬基準</u>等の情報について、会報への掲載や事務所内での閲覧、インターネットを活用して公表しているか。</p>	<p>法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法第 <u>40</u> 条に定める職務を行うに当たって、その独立性及び実効性が確保されているか。</p> <p><u>⑤</u> 法人運営において、自己評価を行うとともに、第三者評価事業や外部監査を積極的に活用することなどによる、客観的な評価に基づいて、良質かつ適切な法人運営に努めているか。</p> <p><u>⑥</u> 社会福祉協議会にあつては、評議員会が法人の重要な事項について議決する機関としての機能を果たさず、形骸化したものとなっていないか。</p> <p><u>⑦</u> 法人運営に関する透明性を高めるため、法人の業務内容及び財務等に関する情報をはじめ役員及び評議員の氏名、役職等の情報について、会報への掲載や事務所内での閲覧、インターネットを活用して公表しているか。</p> <p><u>⑧</u> 社会福祉法等の改正に伴う新制度への円滑な移行に向けて、所要の措置を計画的に講じているか。</p>
<p><u>2</u> 施設整備関係 <u>(1) ~ (4)</u> 省略</p> <p><u>3</u> 施設等運営関係 <u>(1) ~ (7)</u> 省略</p> <p><u>4</u> 施設利用者等の処遇 <u>(1) ~ (11)</u> 省略</p> <p><u>5</u> 安全対策 <u>(1) ~ (3)</u> 省略</p> <p><u>6</u> その他 <u>(1) ~ (3)</u> 省略</p>	<p><u>(2)</u> 施設整備関係 <u>① ~ ④</u> 省略</p> <p><u>(3)</u> 施設等運営関係 <u>① ~ ⑦</u> 省略</p> <p><u>(4)</u> 施設利用者等の処遇 <u>① ~ ⑪</u> 省略</p> <p><u>(5)</u> 安全対策 <u>① ~ ③</u> 省略</p> <p><u>(6)</u> その他 <u>① ~ ③</u> 省略</p>